



8月26日に行われた農地パトロールの様子

農業委員会 だより

農地パトロールを実施

遊休農地解消に活動の成果

八月二十六日、町農業委員会では農地パトロールを実施しました。同パトロールは農地の荒廃や違反転用を防ぎ、優良な農地を確保することを目的に定期的に行っているもので、農業委員十四人と事務局職員二人が町内全域を巡回しました。また、九月六日から八日までは地区パトロールを実施し、各地区ごとの細かな調査を行いました。

調査の結果、町全体としては遊休状態の農地が目立ち、中には長年放置され、周囲の農地に影響が出てきているところもありました。その一方、昨年から農家訪問など積極的に遊休農地の解消に取り組んできた荒川地区では水田として三・二畝がよみがえり、本来の素晴らしい景観を取り戻すなど、活動の成果も現れてきていました。

遊休地の解消を強化

九月一日に改正農業経営基盤強化促進法などを柱とする新たな農地制度が施行されました。今回の改正は、遊休農地の発生

防止、解消に向けた取り組みを強化することが主な内容になっています。

遊休農地で農業委員会の指導を受けた後も耕作されない農地は「特定遊休農地」となる場合があります。特定遊休農地の所有者は町に利用計画を届け出なければならない場合は、所有者に対して

十万円以下の過料を課されることがあります。

転用には許可が必要

農地を住宅や資材置き場など農地以外の用地にする「農地転用」を行う場合には、県知事または農林水産大臣の許可が必要になります。また、農地の売買などを行う場合には、農業委員会または県知事の許可が必要です。違反者には現状回復などの命令や厳しい罰則規定が設けられています。

▽問い合わせ 町農業委員会事務局（☎82-3111内線239）へどうぞ。

11月15日まで秋の農作業安全月間 初心とゆとりで事故防ごう

「慣れとあせりが事故のもと 初心とゆとり 農作業」をスローガンに、11月15日まで秋の農作業安全月間が展開されています。

秋の農繁期は夕暮れになるのが早く、気持ちの焦りなどから農作業事故の危険性が高くなる時期です。

農作業事故を防ぐため▶夕暮れ時に道路を走行するときは夜行反射材を取り付ける▶コンバインにワラが詰まったときはエンジンを停止してから取り除く▶家族が誰でもエンジンを停止できるように、日ごろから機械のスイッチの場所を覚えておく▶一人での作業は避け、家族に作業場所と帰宅時刻を知らせておく▶トラクターには安全フレーム、運転者にはヘルメットを装着させる▶傾斜がきついなど危険な場所は草刈りをきちんと行う▶農業機械が転倒したり、機械から転落したりしないよう慎重に運転する——ことを心掛け、安全な農作業に努めましょう。

◆問い合わせ 役場産業振興課農業担当（☎82-3111内線235）へどうぞ。